

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成27年6月8日(月)午後2時30分

場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14Fホール

出席委員49名

1番 後藤 和則	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 成松 道敏		

午後2時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数49名中49名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

本日は、皆様大変お忙しい中に、農業委員会の総会に多くの出席をいただき、本当にありがとうございます。

本日の総会は、農地法に基づく許可申請や、委員の昨年の事業報告、本年度の事業などの議案となっております。総会の審議がスムーズに進行しますように、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。

本日の議事録署名者には5番の藪田英明委員と6番の西富大二郎委員を、書記に事務局の林田比呂主任主事を指名いたします。よろしくお願いします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）から、第12号議案、熊本市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について及び追加議案、農業委員の辞任同意についてまで13件でございます。

それでは、議事に入ります前に、議案の訂正があるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 （議案の訂正について説明及び配布済み議案の訂正を依頼）

議長 それでは、ただいまより第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、29件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

35番 北口和皇委員

35番委員。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、畜産業を営む兼業農家が経営拡張のため、農地を取得する申請です。申請地におきましては、許可後は水稻を作付されるとのことです。

以上、1番と2番につきましては、先日の地区委員会で協議をいたしましたところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議長 ただいま、1番から2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、3番。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、弓削町の専業農家で、経営拡張のために農地を取得する申請です。申請地につきましては、許可後は露地野菜を作付されます。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、4番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

4番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には玉ネギを作付される計画です。

5番は、孫への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、施設園芸をされている専業農家で、申請地にはトマトを作付される計画です。

6番、7番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

8番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

9番も、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、施設野菜、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻、露

地野菜を作付される計画です。

以上、6件について協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、4番から9番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

28番 榎永築委員

28番委員、榎永です。

10番、11番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、同居の後継者へ贈与される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

11番も同居の後継者へ贈与される申請です。譲受人は、2年前に独立就農された農業者でミカンをつくられています。申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上2件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、10番、11番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

47番 米村昌昭委員

47番委員、米村です。

12番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張のための使用貸借権の申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後は米をつくられる予定です。

13番は、経営拡張のための賃借権の申請です。譲受人は兼業農家で米を作付されており、許可後も米をつくられる予定です。

14番は、後継者への経営移譲の再設定です。譲受人は兼業農家で米とナスを作付されており、許可後も同じく米とナスを作付される予定です。

以上3件について地区委員会において検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和等と農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、12番から14番について地元委員報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、15番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は、農家で主に施設園芸のキュウリを作付されており、許可後はキュウリを作付される予定です。

以上、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、15番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

14番 山口謙藏委員

14番委員です。

16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は米と

果樹を作付しているとのことでしたが、農業の従事状態が確認できませんでした。今後、詳しい聞き取り調査を行うことで次の地区委員会で諮り、意見を取りまとめてまいりたいとのことで、継続審議が妥当であることの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 16番につきましては、継続審議となっております。
続きまして、17番。

40番 村上正春委員

40番委員。

17番から20番について、地区委員会での検討状況を報告します。

17番は、甥へ贈与される申請です。県外にお住まいの叔父から水稻や露地野菜をつくられている甥へ贈与される申請です。許可後は露地野菜をつくられるそうです。

18番は、譲受人が弟から農地を取得し、経営拡張される申請です。譲受人は施設園芸と水稻を耕作されている農家で、許可後は水稻を作付される予定です。

19番は、国道の用地買収に伴う代替用地取得の申請です。施設園芸農家である譲受人は、許可後はスイカの栽培をされる予定です。

20番は、甥へ贈与される申請です。水稻や露地野菜を作付されている甥へ贈与され、許可後は露地野菜を作付されるそうです。

以上、4件について先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、17番から20番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
21番は取り下げでございまして、22番。

3番 牧野正治委員

3番委員。

22番から30番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、後継者への経営移譲のための使用貸借権の申請でございます。許可後は水稻を作付される予定です。

23番は、経営拡張のための所有権移転申請です。許可後はミカンを作付される予定です。

24番、25番は関連で、耕作の便宜上、交換のための所有権移転の申請です。許可後は水稻を作付される予定です。

26番は、農業者年金受給のため、後継者への経営移譲で、使用貸借の再設定の申請です。許可後はナス、スイカを作付される予定です。

27番も、農業者年金受給のための後継者への経営移譲のための使用貸借権による権利設定申請です。許可後は水稻、ニガウリ、露地野菜、花卉を作付される予定でございます。

28番から30番は関連です。独立就農のための賃貸借の設定申請です。先日の地区委員会に出席いただき、事業計画等を聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題ないことを確認いたしました。許可後は水稻、アスパラを作付される予定です。

以上9件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、22番から30番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いいたします。

31番 　　牧坂邦夫委員

31番委員、牧坂です。

1番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

本件は、当初計画者により、平成12年6月23日付で息子さんと同居を目的とした個人住宅建設のための転用許可を得られていたましたが、都合により中止されました。今般、事業継承者が事業目的を縮小変更して承継するものです。さきの地区委員会で慎重に検討した結果、今回の事業計画変更は妥当であると判断いたしました。

本件は、5条申請36番と関連です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この

件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、
2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準
に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番は取り下げでございまして、2番からお願いいたし
ます。

15番 松原信博委員

15番委員です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、貸し資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は1
0ha以上の広がりのある農地で、1種農地と判断されます。1種農
地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるもので、不許可の
例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、貸し資材
置き場としての転用で、管工事等の事業を営む事業者が管資材や現場
用のトイレ、事務所用プレハブ等の置き場及び作業者のための駐車場
通路として利用するもので、妥当な面積と思われま。資金計画、排
水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませ。工事計画は平成
27年7月1日から平成27年12月31日までの6カ月の予定で、
許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えま。

先日の地区委員会で現地調査確認を行い、立地基準の面並びに立地
条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討
をしましてところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。
ご審議方、よろしくお願いたし。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。
続きまして、3番。

31番 牧坂邦夫委員

31番委員。

3番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

貸し資材置き場へ転用目的の申請で、申請人の隣家の建築業事業者へ貸しつける計画です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。第5条申請の37番と関連があり、一体として転用しようとするものです。建築用足場資材置き場としての転用面積については、必要な面積と判断されます。当地は、過去に資材置き場として無断転用されてそのままとなっており、反省している旨の始末書が提出されています。

さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。許可後は、速やかに工事にかかることを確認しております。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、34件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、2番、お願いいたします。

36番 梅田誠也委員

36番、梅田です。

2番から6番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番の申請人は、土木工事業を営む株式会社ダイコウで、農地を取得し資材置き場に転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。先日の現地調査で、申請地が耕作放棄地であることが判明いたしました。そのため、所有者に対し、耕作放棄地に至った経緯を顛末書として提出していただくとともに、申請地を農地の状態へ原状復帰していただく必要があることから、継続審議が妥当であるとの協議結果となりました。

続きまして、3番は、土木建築業を営む今建重機株式会社で、農地を取得し、駐車場及び資材置き場に転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、重機、トレーラー及びダンプトラック25台分の駐車場と資材置き場として利用される計画で、転用面積としては適正な

ものと判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事完了は平成27年9月30日まで、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

続きまして、4番と5番は関連です。小峯3丁目にお住まいの申請人が農地を取得し、個人住宅に転用する申請です。農地区分は、上下水道管が埋設された道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設があることから第3種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築を計画されており、転用面積としては適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除につきましては問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成27年12月31日まで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

6番は、月出1丁目にお住まいの申請人が農地を取得し、個人住宅に転用する申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。集落内開発制度指定区域です。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築を計画されており、転用面積としては適正であると判断いたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成27年11月30日まで、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、2番から6番まで、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、2番につきましては継続審議が妥当であり、3番から6番につきましては立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より、2番は継続、3番から6番まで報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、7番。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

7番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

7番は、貸し駐車場建設のための所有権移転の申請です。申請人は、申請地が道路に面していて駐車場にしやすく、また、近隣の方の要望により貸し駐車場建設を計画されました。土地利用計画は、転用面積272㎡で、砂利敷きの貸し駐車場13台分として利用する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、生産性が低い第2種農地と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成27年7月1日から平成27年7月31日までを予定されております。

8番は、個人住宅建築のための所有権移転の申請です。申請人は姉夫婦、母とお住まいで、以前より自己の専用住宅を必要としていたため計画されました。土地利用計画は、転用面積389㎡に個人住宅1棟平屋建て、73.36㎡の建築です。農地区分は、10ha以上の広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可も必要となりますが、申請中とのこと。また、申請地は一部無断転用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されており、今回はやむを得ないものと判断いたしました。工事期間は、平成27年7月1日から平成27年12月31日を予定されています。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、7番、8番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、9番。

28番 榊永築委員

28番委員、榊永です。

9番、10番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

9番は、西区河内町にお住まいの申請者からの宅地拡張の申請です。

申請者の自宅敷地約 80 ㎡いっばいに住宅を建設されておられ、車の駐車等に大変苦勞されておられます。今回、自宅横の申請地 6 1 ㎡を確保し、自宅の駐車スペースとして利用される計画です。農地区分は、広がりのない小集団の農地のため、第 2 種農地に判断されます。土地利用計画は、露天の駐車場 2 台分の利用です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は、許可後速やかに着工され、1 2 月中旬までを予定されており、許可後は、目的どおり転用されることを確認いたしております。

1 0 番は、個人住宅への転用申請です。申請者は、現在、北区植木町の借家にお住まいですが、今回、父から土地を使用貸借し、子供の成長を考え、実家近くに建設を計画されました。農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため、第 2 種農地と判断されます。土地利用計画は、木造瓦ぶき個人住宅 1 棟、1 3 4 ㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成 2 8 年 7 月上旬までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上 2 件、先日の地区委員会で現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など、一般基準のいずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、9 番、1 0 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きます、1 1 番。

4 7 番 米村昌昭委員

4 7 番委員、米村です。

1 1 番から 1 7 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 1 番は、建売分譲建設のための転用申請です。申請地は、市街地に近接し、住宅化が進み、市道に近く交通の便もよい住宅環境にあるため、この土地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する 1 0 h a 未満の農地で、第 2 種農地と判断されます。申請の転用計画は 2 筆、1, 3 1 2 ㎡に木造 2 階建て 5 棟を建設されるものです。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域に

あり、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、平成27年8月1日から12月31日までの5カ月の予定です。

また、12番から16番は関連で、資材置き場のための転用申請です。申請地は、県道田迎木原線に接し、利便性から申請地を選定されたものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請の転用計画は、6筆、1,537㎡に自社の資材置き場として申請されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除においても問題はありません。工事期間は、平成27年7月1日から8月20日までの約1カ月間の予定です。

17番は、建売分譲建設のための転用申請です。申請地は、市街地に近接し住宅化が進み、県道に接し、交通の便もよい住環境にあるため、この土地を選定されたものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接した建売住宅建設を目的として、不許可の例外に該当すると判断しました。申請の転用計画は、3筆、1,177㎡に木造2階建て5棟を建設されるものです。開発許可につきましては、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。工事期間は、平成27年7月30日から12月31日までの5カ月間を予定されております。

以上、先日の地区委員会で現地を確認、検討した結果、これらの案件は立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、11番から17番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、18番、19番は取り下げ願いでございます。20番です。よろしくお願いいたします。

37番 角居登委員

37番委員。

20番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、個人住宅建設のための使用貸借による許可申請です。借

り人はアパートに居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭であるため、妻の父が所有する本申請地に住宅を建設するものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、道路後退部を含めて510㎡に木造2階建て個人住宅を建設されるもので、妥当な面積と思われます。開発許可が必要になりますが、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画、給排水計画、被害防除等においても問題ありません。工期は、平成27年7月1日から平成28年5月30日までの11カ月の予定です。

21番は、個人住宅建設のための使用貸借による転用許可申請です。借り人は、現在家族と借家で生活しておりますが、子供の成長に伴い、閑静な住宅地を探していたところ、妻の実家にも近い当該地を見つけたものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地ですが、当該地の南側の集落に接続しているため、不許可の例外規定により許可可能と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅で、建築面積121㎡で、進入路を含めて499㎡で、うち転用面積392㎡であり、妥当な面積と思われます。開発許可が必要ですが、開発景観課へ事前審査の申請中です。資金計画、給排水計画、被害防除等においても問題はありませぬ。工事期間は、平成27年7月10日から平成28年3月31日までの約9カ月間の予定です。

22番は、太陽光発電設備設置のための賃借による転用申請です。申請地は、太陽光発電設備に隣接しており、既存施設を拡張されるものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある甲種農地で原則不許可ですが、申請地は既存施設を拡張、運用通知第2の1の(1)のウの(イ)のd)に該当し、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、部分転用の352㎡で、太陽光パネル枚数は120枚です。また、この設備の発電出力は29.7kwです。資金計画、給排水計画、被害防除等においても問題はありませぬ。工事計画は、27年7月1日から9月30日までの3カ月間の予定です。許可後、速やかに施設整備に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、先日の地区委員会で現地調査確認をもらい、立地基準の面、並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準面の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、20番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。
続きまして、23番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

23番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番は、駐車場のための所有権移転をされる転用申請です。申請人は、申請地の500m南の土地で、半導体装置備品の製作等の会社を経営しておりますが、業務拡大により従業員駐車場が不足しているため、本申請地を譲り受け、会社へ貸しつける計画です。農地区分は、富合駅から300m以内の農地で、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、田の1筆、750㎡に自動車16台分の駐車場と車両回転スペースで妥当な面積と思われま。

なお、この土地は以前新幹線工事に伴い、一時転用され原状復帰をなされないまま今の状況になっており、それについて深く反省され、始末書の添付もなされております。資金計画及び排水計画、被害防除等においても問題ありません。

以上、先日の地区委員会での現地確認検討した結果、これらの案件は立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、23番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。
続きまして、24番。

15番 松原信博委員

15番委員、松原です。

24番から29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

24番は、所有権移転による駐車場の転用許可申請です。譲受人は、駐車場が手狭になり、自宅に近い申請地を選定したものでございます。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団区域内の農地で、1種

農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断したところでございます。土地利用計画は、駐車場3台分で、妥当な面積だと思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成27年7月1日から27年9月30日までの約3カ月の予定であり、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

続きまして、25番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は、交通の便のいい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で甲種農地と判断されま。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅、建築面積は70.38㎡で妥当な面積と思われま。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事計画は、平成27年7月1日から28年6月30日までの12カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えております。

26番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は、小学校も近く、交通の便のいい申請地を選定したと思われる。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で、甲種農地と判断されま。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅、建築面積が70.38㎡で妥当な面積と思われま。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で事前審査の申請中で、資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事計画は、平成27年7月1日から翌年6月30日までの12カ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

引き続きまして、27番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。譲受人は、小学校も近く、交通の便がいい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある優良農地で、甲種農地と判断されま。甲種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅、建築面積が72.87㎡で妥当な面積と思われま。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事計画は、平成27年7月1日から翌年6月30日までの12カ月の予定でございます。許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

続きまして、28番は、所有権移転による建売住宅の転用許可申請です。譲受人は、国道に近く、交通の便のいい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積1,436㎡に木造2階建て住宅6棟で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で事前審査の申請中でございます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題はありませぬ。ただ、平成7年の相続開始以降というもので、今まで耕作がなされておらず、草が茂っていたため、刈り取りの上、深く反省し、始末書の提出を得ているところでございます。工事計画は、平成27年7月1日から27年12月31日までの6カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

最後に29番は、賃貸借権設定による駐車場の転用許可申請です。賃借人の会社は本店に近く、交通の便のいい申請地を選定したものです。農地区分は、10ha未満の広がりのない小集団の生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、大型トラック11台分、中型トラック8台分及び通路兼回転部分で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありませぬ。工事計画は、平成27年7月1日から27年7月31日までの1カ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものとして協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 　　ただいま、24番から29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、30番。

40番　　村上正春委員

　　40番委員。

　　30番から33番について、地区委員会での協議状況を報告いたし

ます。

30番は、借り人の法人が賃貸借権を設定し、太陽光発電設備を設置される転用申請です。申請地は、10ha未満の小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。貸し人が農地の有効利用を考えて、太陽光発電事業を行っている借り人に貸しつけられる申請です。事業計画をまかなう金融機関からの残高証明が添付されております。周囲に農地がありますが、同意が得られております。その他必要書類は添付されております。転用面積は適当な規模と思われま。工期は、許可後から平成28年3月31日までを計画されてい。ます。

31番、32番は関連です。31番は所有権移転、32番は賃貸借権を設定し、法人が太陽光発電設備を設置される転用申請です。申請地は、10ha未満の小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。事業計画をまかなう金融機関からの融資証明が添付されております。周囲農地はありません。その他必要書類も添付されております。転用面積は適当な規模と思われま。工期は、許可後から12月末までを計画されてい。ます。

33番は、譲受人が貸し資材置き場として取得される申請です。申請地は、市街化区域に隣接する小集団の農地にあるため、第2種農地と判断されます。譲受人が経営する法人が隣接地で産業廃棄物処理場を運営されており、処分場で使用される資材置き場として貸しつけられるものです。資金面、隣接同意、必要書類は添付されてい。ます。転用面積は適当なものと判断されま。工期は、12月25日までを計画されてい。ます。

以上4件、先日の地区委員会において現地調査を行い、協議、検討の結果、転用許可基準は満たされると判断されま。ご審議の方、よろしくお願。い。た。し。ま。す。

議 長 　　ただいま、30番から33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませ。ん。か。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたし。ま。す。
　　続。き。ま。し。て、34番。

31番 　　牧坂邦夫委員

　　31番委員。

　　34番から37番について、地区委員会での協議状況を報告いたし。ま。す。

34番は、個人住宅建設のための使用貸借申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、2種農地と判断されず。転用面積としては、適正な面積と判断されます。集落内開発制度指定区域で、開発許可と同時に申請、事業計画、融資計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、許可後から平成28年3月30日までを予定されております。

さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。

以上1件、ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、34番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

次に、35番ですが、譲渡人が議席番号26番の上田委員同家のご親族となっております。よって、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、議事に採用することはできません。上田委員につきましては、35番の審議終了まで議場から退室していただきます。上田委員、よろしく願いします。

（上田委員 退室）

議長 　　それでは、地元委員より地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

31番 　　牧坂邦夫委員

35番も個人住宅建設のための使用貸借申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で、2種農地と判断されます。転用面積としては、適正な面積と判断されます。集落内開発制度指定区域で、開発許可と同時申請、排水同意、事業計画、資金計画、残高証明等もそろっており、工事期間は、許可後から平成28年1月31日を予定されており、許可後は速やかに工事にかかることを確認しております。

さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。

以上1件、ご審議方、よろしく願いします。

議長 　　ただいま、35番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
それでは、上田委員、入ってください。
(上田委員 入室)
- 議 長 それでは、36番、お願いいたします。

31番 牧坂邦夫委員

36番も個人住宅建設のための使用貸借申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落内開発制度指定区域ともなっており、申請地は集落に接続し、不許可の例外に該当します。本件については、2号議案に上程しましたとおり、事業継承者より事業計画変更申請が出され、始末書が添付されております。排水同意、事業計画、融資証明等もそろっており、転用面積も適正と判断されます。工事期間は、許可後から11月30日までの予定です。

37番は、貸し資材置き場建設のための所有権移転による農地転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地の選定については、借り人が近隣の事業者で道路要件、敷地の広さなど、事業を営むのにほかに適当な場所がなかったため、本件で農地を利用する必要があったとのこと。当地は、過去に資材置き場として無断転用されてそのままとなっており、反省している旨の始末書が添付されております。集落内開発制度指定区域で、事業計画、残高証明等もそろっており、工事期間は、許可後から12月28日を予定されております。

以上2件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。許可後は速やかに施工されることを確認しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ただいま、36番、37番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）でございます。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

第5号議案及び第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（3号）について、ご説明いたします。

はじめに、所有権移転ですが、明細19ページの1番から22ページの15番までの合計15件でございます。1番、2番及び4番が公社からの買い取り、3番が公社への売り渡し、5番から15番が相対による売買です。面積は、15件合わせまして田2万6,343㎡、畑8,700㎡の合計3万5,043㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細23ページの16番から34ページの37番までで、貸し手24名、借り手18名の件数22件です。契約期間別では、6年未満が10件、10年以上が12件、面積は22件合わせまして、田8万9,388㎡、畑3万8,302㎡の合計12万7,690㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、果樹、麦及び施設野菜です。

次に、再設定分です。明細35ページの38番から37ページの46番までで、貸し手8名、借り手6名の件数9件です。契約期間別では、6年未満7件、10年以上2件で、面積は9件合わせまして、田のみの3万4,801㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻です。

次に、利用権移転です。明細37ページの47番から38ページの50番までで、譲渡人2名、譲受人2名の件数4件です。契約期間は全て6年未満で、面積は4件合わせまして、田5,079㎡、畑1万9,496㎡の合計2万4,575㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻及び果樹です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細38ページの51番から39ページの54番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は全て6年未満で、面積は田3,304㎡、畑2,319㎡の合計5,623㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻及び大豆です。

続きまして、第6号議案です。お手元の1枚紙の表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。

明細41ページの1番から53ページの32番までの合計32件で、契約期間別では、6年未満1件、10年以上31件です。面積は、3

2件合わせまして田13万4, 173㎡、畑1万8, 950㎡の合計15万3, 123㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物及び飼料作物を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

17番　藤本照義委員

　　17番委員、藤本です。

　　納税猶予に関する適格者証明願についてご報告いたします。当地は、下南部2丁目にお住まいの申請人より、相続税の納税猶予の審議のために必要とする証明願です。当地番は、自宅裏に立地し、もともと5, 686㎡ありましたが、本年当初2月ごろに、白川河川改修の工事のために県の用地化が終了し、今回当地1筆のみの3, 517㎡を納税猶予を申請されました。所有者は、他界されました父親でありましたが、申請人が農地を相続し、継続営農されています。耕作可能面積としては5, 244㎡あり、250㎡ほどのビニールハウス4棟で、主にピーマンやパプリカなど、施設園芸を耕作されております。耕作の事実は間違いないため、証明願の発行につきましてはご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

引き続き、第8号議案、農業経営を行っている旨の証明願、2件で
ございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況
など調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

39番 橋本春利委員

39番委員、橋本です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。願
出人の対象農地19筆のうち1筆の62㎡については、農地以外の状
態でありましたが、その他については水稲、ミカン等を栽培されてお
り、農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元農業委員
が確認しており、1筆を除く18筆については、先日の地区委員会に
おいて、証明書の交付について何ら問題ないものと協議いたしました。
ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたしま
す。

続きまして、2番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

2番について、地区委員会での協議内容をご報告いたします。

2番は、北区麻生田にお住まいの願出人より、相続税の納税猶予継
続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願出地の農地3
筆について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な
耕作管理が行われておりました。

以上、さきの地区委員会において検討協議した結果、証明について
は何ら問題ないものとの協議結果でした。よろしくご審議をお願いし
ます。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第9号議案、平成26年度事業報告について、議事をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは、9号議案でございます。水色の冊子をお願いいたします。

　　事業内容につきまして、平成26年度事業報告という形でまとめさせていただいております。全部読みますと長時間になりますので、抜粋して読み上げたいと思います。それでは、4ページをお開きください。

　　26年度の国の分でございますけれども、農地中間管理機構関連の法律によりまして、農地集積バンクが設置されました。農地中間管理機構を開始した、農地集積がスタートしたということでございます。また、全国の農業就業人口は、統計では前年よりも12万4,000人減少いたしまして、226万6,000人となっております。

　　それから、26年度の本市の農業委員会につきましては、26年度全13回の総会を開催しております。24年度から設置いたしました60名の調査員とともに、農業の発展に向けたさまざまな活動に取り組んでおります。その中の一つといたしまして、2つの専門委員会を設けまして、農業振興専門委員会で農業の担い手の対策をしております。また、農業者年金加入推進専門委員会におきましては、農業者年金の加入推進についてさまざまな活動を行ってきたというところでございます。

　　このほかにも遊休農地対策といたしまして、西区では玉ネギとジャガイモの作付をいたしまして、収穫の際には地域の小学校や保育園などの参加をいただきまして、収穫の農業体験を実施するなど、学校給食の食材の活用というように市民と一体となった取り組みにしております。また、北区におきましても、地域の子供たちと農業体験ということでサツマイモの収穫をしております。

　　このように農業委員会が農地の売買や転用の審査だけではなく、耕作放棄地や食の安全安心対策にも取り組んでいるということを記載させていただいております。

　　次ページでございます。次のページは、農業委員会法第6条第1項に基づく法令業務でございます。会議の開催ということで、総会の部

分を書いております。総会は月に1回でございますけれども、7ページの中ごろに、1月23日に農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に対する審査ということで委員会を追加しております。合計13回の開催となっております。

それから、(イ)の役員会をはじめといたしまして、農政協議会、9地区による地区委員会等々の委員会を開催しております。それから、8ページの下段の(2)農地法の許認可業務ということでございます。農地法第3条、次のページの農地法第4条及び5条に基づく農地の転用許可等の申請でございます。これは、各表のとおり、実績を記載しております。(3)は農業経営基盤強化促進事業ということで、農地のあっせん、これは各農区ごとの表を作成しております。現在、3,027名、農地のあっせん、譲受の公募者として確認しております。これは、前年度が3,003名ということで24名の増でございます。

(イ)の認定農業者、これも同じく各農区ごとに集計されております。合計の1,634の経営件数が確認されており、前年度より19件増加しております。

次に、11ページでございます。農業生産法人でございます。11ページから12ページにかけて一覧表をつけております。前年度は53件で、今年度59件ということで6件増加しております。

それから、13ページの(4)でございます。農地保有合理化促進事業でございます。農業経営基盤強化促進法に基づきまして農地の売買等を実施し、その契約の申請の手續に係る事業をいたした形でございます。件数につきましては26件、面積で5.8haでございます。

(5)の農業経営基盤強化措置特別会計事業、(6)の租税特別措置法関連業務につきましても以下のような業務を行っております。

14ページの(7)が証明書の発行業務でございます。これは各分室、東区の農業振興課のほうで証明書の発行を行っている部分でございます。合計で705件の証明を発行しております。

(8)農地台帳システムの整備であります。農地法改正に伴う改修をしております。9番が、農業者年金業務ということで、(ア)の加入推進と制度の周知の徹底、それと次ページの(イ)の年金受給者の組織の育成ということで、大きな課題として取り組んでおります。取り組みの状況といたしましては、15、16ページに記載しております。

次が17ページでございます。この部分は農業委員会法第6条第2項に基づく農業振興業務でございます。(1)の農地の無断転用防止事業については、パトロール等による早期発見指導、(2)の担い手農地情報活用事業については、農地集積の推進でございます。26年度は農地集約の目標面積140haに対しまして、167haの集約面積を達成しております。それから(ア)の所有権移転以下、20ページ

の上段まで、会議を含めての実績を記載しております。

20ページの(3)農業振興活動事業といたしまして、専門委員会活動ということになっております。農業振興専門委員会と農業者年金加入推進専門委員会という形で2つの専門委員会の活動の記載事業を行っております。(4)番が情報宣伝活動ということで、農業委員会日より、26年度は12月の発行で1万4,000部と、それから市政だよりによる啓発宣伝ということで、情報宣伝活動に取り組んでおります。

続きまして、21ページでございます。(5)研修会及び会議等の開催ということで、(ア)といたしまして、農業委員会の先進地視察研修会、8月5から6日にかけて、福岡県の北九州市及び宗像市のほうに視察に行っております。(イ)といたしまして、女性農業委員の研修会ということで、9月に佐賀市の研修会に参加しております。また、22ページにつきましては、熊本県農業委員会の全体研修会を記載しております。後でござらんいただきたいと思っております。

続きまして、23ページをお願いいたします。農業委員会法第6条第3項に基づく業務ということで記載しております。耕作放棄地の解消に向けた取り組みということで2つの事業を執り行っております。

次は24ページでございます。これは平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の連携、評価ということで(案)という形になっております。これは、26年度に事業を行った部分についていろいろな評価を加えていることと、これを案としておりますのは、総会后承認いただけましたら、国のほうにこの形で報告するという事で考えております。

大きなところといたしまして、ローマ数字のIの法令事務に関する点検ということで、1の総会等の開催とか、議事録の作製について評価しております。(1)総会の開催日を周知しているかということでございます。これは周知しております。(2)の総会の議事録も作製しております。(3)の議事録の内容につきましても、詳細のものということで評価しております。議事録の公表についても実施しております。

次は25ページでございます。2の事務に関する点検ということで(1)農地法第3条に基づく許認可事務、件数について報告しております。1年間の処理件数といたしまして415件、他に関連する実績等につきまして27ページまで記載しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。ローマ数字のIIの法令事務、遊休農地に関する土地に関する評価でございます。これは、実際に立てました目標とか計画に対しまして実績を記載するというような形の評価方法でございます。1の現状及び課題では、管内の農地面積1万1,769ha、その分に対して遊休農地面積というのが158haということで、1.34%ということになっております。

2の26年度の目標及び実績で、目標といたしましては46haの遊休農地の解消に向けて取り組もうという考えでありましたけれども、実績のほうは2haということで、達成状況といたしましては4%でございます。それ以降、目標の達成に向けた活動内容について報告するような形になっております。

次に、29ページでございます。ローマ数字のⅢ番の促進等事務に関する評価ということで、認定農業者と担い手の育成及び確保ということで、目標数値としまして(2)の表にありますように、26年度の目標及び実績という形で、認定農業者を目標として24経営体ということで考えておりましたけれども、実績といたしまして19経営体となり、達成値といたしましては79%となっております。(3)には達成に向けた活動内容等を書いてあります。

次に、30ページでございます。担い手への農地の利用集積ということでありますが、昨年は管内の農地面積1万1,850haのうち、集積面積8,338haで、集積率70.36となっておりましたが、今年度農地台帳システムからの数値や農業政策課担い手推進室の数値等を確認しましたところ大きな乖離が確認され、個人、法人等の担い手の農地集積の実績を見直しているところでございます。集計作業がまだ終わっていませんので確実な数字は申せませんが、農地台帳システム、担い手推進室の数値から想定しますと30%前後になると思われれます。

なお、乖離の原因といたしまして、過去におきまして基礎数値の考え方、とらえ方に原因があるようです。なお、集計が終わりましたら報告したいと考えております。

(2)番目に、平成26年度の目標及び実績ということで、目標は140haということで集積の面積の計画をしておりました。実績といたしまして167ha、達成率といたしまして119%、以下3番、4番に目標達成に向けた活動内容について記載してあります。

次が31ページでございます。違反転用の適正な対応ということで、管内の面積に対する違反転用面積が14haということで、26年度は違反転用の改善に向けて取り組んだ目標は3haでありました。実績といたしまして1.5haの改善がなされ、目標達成状況としては50%ということになります。以下、同じように3番、4番で目標達成に対しての活動、その評価について記載してあります。

それから、先ほど申しましたように、24ページからの評価全体につきましては、総会の承認をいただきまして国のほうにご報告したいと思っております。

早口で申しわけありませんでしたが、以上で第9号議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、堀田事務局長から平成26年度事業報告について説明がありました。この報告について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議がなければ、それでは、第9号議案、平成26年度事業報告について、承認することにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第9号議案、平成26年度事業報告について、事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

次に、第10号議案、平成27年度事業計画（案）について、審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　10号議案でございます。同じ冊子の32ページをお願いいたします。第10号議案、平成27年度事業計画（案）についてご説明いたします。

次の33ページ、27年度の事業方針についてでございます。簡単に方針について述べさせていただきます。まず、農業委員会を取り巻く国の動きですけれども、国においては、農林水産業地域の活力創造プランに基づきまして、さまざまな農業施策を展開しております。また、規制改革による農地法、農業委員会法の法改正が今国会に提出され、農業委員会はその組織体制が大きく見直されようとしております。さらに、農地台帳の整備と公表が法制化され、27年4月よりインターネットでの農地情報の公開が開始されております。

このような情勢を踏まえまして、農業委員会といたしましては、法改正に円滑に対応した組織体制の整備を進めるとともに、農業委員会業務の公平性や農地行政の執行に係る透明性の確保に努める必要性や、農業委員一人一人がそれぞれの地域に抱える課題、問題をみずからの問題ととらえ、地域のリーダーとしての役割、それから、責任を担って農家の付託に答えていくことが必要ではないかというようなことを記載しております。

また、農業者をはじめ、市民のサービス向上を図るために、農地法3条、4条、5条の事務の権限移譲が出ておりますが、さらに平成27年4月より農地法18条の農地の賃貸借の解約に係る事務につきましても権限移譲を受けました。今後も許可の迅速化、簡略化に努めていくことを記載させていただいております。

それから、農業委員会としてこのように法令事務を適切に判断して

いくことはもちろんでございますけれども、もう一つの大きな柱としておりますのが耕作放棄地の解消であります。耕作放棄地につきましては、地域環境の保全、それから農地の確保という観点でますます今後重要になってくる課題でありますので、現在は国や県の補助制度の活用、それから、先ほどご報告にもありましたように玉ネギとかジャガイモの、子供たちによる収穫の体験、そのような取り組みによってPRをしながら解消に努めており、今後ともそういうことを継続していくことが大事かというようなことを記載させてもらっております。

最後に、農業委員会としては、法改正による新たな法律にも対応しつつ、農業者の公的代表機関として地域に根差した活動をさらに強化し、農業と地域の発展に寄与して努力していくことが大事であるというようなことを取りまとめて書かせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上が事業方針ということです。以下、事業概要がありますけれども、それについては担当のほうから説明を行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局

事業概要です。お手元の資料34ページをお開きください。事業の概要ということでご説明いたします。

まず1番、6条1に基づく法令業務ということで、(1)会議の開催です。まず、農地法の規定に基づく許可申請の審議をはじめとする法令業務、また事業報告、事業計画についての協議決定を行う総会、そして、役員会、農政協議会、地区委員会、農業振興専門委員会、農業者年金加入推進専門委員会と、こちら6つのほうの会議の開催をやっております。

次に、農地法の許認可業務です。農地法3条許可申請につきましては、記載事項、また添付資料を審査しまして、その申請が適法であり、法3条第2項各号に該当しないかを判定し、適正な事務処理を行っております。

農地法4条及び5条の許可申請につきましては、4条第2項の各号、第5条第2項各号の規定により、申請書記載事項につき検討するとともに、現地調査を行いまして適正な事務処理を行っております。

農地転用許可後の事業計画に基づく転用届や達成を促進しまして、農地法の励行と土地資源の活用を図っております。また、農地法4条、5条の届け出につきましては、4条1項第7号、同条第1項第6号に基づき、適正かつ迅速な処理を行っております。また、農地法第18条許可申請につきましては、状況に基づき、適正かつ迅速な事務処理を行っております。

3番目、農業経営基盤強化促進事業につきましては、こちらは基本構想によりまして安定的な農業経営体を育成するとともに、そちらの

育成体が農業構造を早急に確立するという一方で、農業者への農用地の利用集積をはじめとする各種施策を総合的に推進してまいります。

具体的には、基本方針、基本構想を作成しましての農地利用集積円滑化事業を積極的に活用いたしまして、また、同時にかかる流動化の情報も市で整理するとともに体制を整備しまして、農地の利用集積を促進することを総合的に講じてまいります。

4番目、熊本県国有農地等管理処分事業につきまして、国有農地につきましては、管理処分または対価徴収も行ってまいります。また、開拓財産においても処分、適正な管理、調査も行ってまいります。

5番、農地調整事務処理事業につきましては、農地法に係る農地等の利用関係に基づくこうした問題につきましての調整、また、賃貸借の適切な助言、そして地域との関係業務を活性化させます。

租税特別措置法等業務につきましては、相続税、贈与税、納税猶予及びこちらのほうの適格者証明書等の交付等を行いまして、こちらのほう適格者証明書、また、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付してまいります。証明書発行業務につきましては、適正な審査、確認を行い、迅速に処理してまいります。

農業者年金業務に関しましては、現在、新たな3カ年計画が終わりました。25年からが第3期中期目標ということでなっておりまして、また27年度も新規加入者獲得を目指しまして、加入推進部長を中心に推進に当たってまいります。

36ページをめくってください。農業委員会としましては、制度普及のための広報活動及び加入推進、経営移譲年金及び特例付加年金等に関する相談指導、そして、農業者年金受給者友の会の充実ということで掲げております。また、農業者年金の相談についても行ってまいります。

事業計画は、こちら1年間の流れということでつけております。農地中間管理事業については、26年から創設しました農地中間管理機構におきまして施行、活用しましたこちら担い手の農地集積、また農地の掘り起し、調整を図ってまいります。

次に、第6条第2項に基づく農業振興業務です。まず、農地無断転用防止事業につきまして、農地の無断転用につきましては、適切な農地パトロールにおきまして監視体制を強化いたしまして、未然防止、あわせて早期発見に努めまして是正指導、そして農地法の励行を図るものであります。

担い手育成支援事業におきましては、地域の世話役活動を通じた認定農家等の育成、そして農業生産法人との取り組みで支援活動を推進していきます。

農業振興活動事業におきましては、専門活動ということで農業振興専門委員会、こちらは担い手育成、また、耕作放棄地解消事業、農業

振興についての取り組みを行うものでございます。

次に、農業者年金加入推進専門委員会、こちらは農業者の老後生活の安定のための新年金制度の普及啓発活動、また、加入推進活動によるものでございます。

次に、情報宣伝活動といたしまして、農業委員会だよりの発行、市政だよりによる啓発、ホームページの充実、農業新聞の普及啓発、そして全農図書のおっせんと資料活用を挙げております。

38ページをお開きください。研修及び先進視察ということで、こちら農業委員会業務、また法令研修の実施、委員の先進地視察研修の実施、その他県及び農業会議が実施する研修会への参加、こちらのほうを実施するものでございます。

調査事業につきましては、田畑売買価格に関する調査、農作業用地等に関する調査、新規就農に関する調査、青年農業者実態補完調査、その他農政活動に関する調査ということで調査活動を挙げております。

次に、第6条3項に基づく業務といたしまして、市長の建議活動とまいりまして、本市農業の取り巻く厳しい状況を踏まえまして、皆様、農業委員さんの意見を取りまとめたの市長に建議を諮られるものでございます。

以上、事業の概要についてご説明いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

事務局

それでは、資料の39ページをごらんください。こちらは、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。ローマ数字のI番が法令事務、遊休農地に関する措置です。上の1番の表が現状と課題となっております。下の2番の表が平成27年度の活動計画となっております。平成27年度も26年度実績と同様の2haの解消を目標としております。

続きまして、資料の40ページをごらんください。

促進等事務といたしまして、認定農業者等担い手の育成及び確保についてでございます。上の表、(1)が現状と課題となっております。課題としましては、平成27年度も認定農業者や新規農業者への支援をさらに進める必要があるとしております。下の表(2)には、27年度の目標と計画案としまして、担い手協議会の目標と同一としております。認定農業者を24経営体ふやすという目標としております。

続きまして、資料の41ページをごらんください。こちらには、担い手への農地の利用集積についてですが、上の表が同じように現状と課題、下の(2)の表が目標となっております。27年度の目標は、26年度目標よりも10ha多い150haという目標値としております。

続きまして、42ページをごらんください。こちらでは、違反転用

への適正な対応についてでございます。27年度の活動計画としましては、違反転用者に対しまして是正指導を行うという計画で、解消目標面積は、26年度実績に基づきまして2haとしております。

以上が27年度の活動計画案でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から第10号議案、平成27年度事業計画（案）についての説明がありました。何か質問等ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしでございますので、それでは、第10号議案、平成27年度事業計画（案）について、承認することにご異議ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしでございますので、第10号議案、平成27年度事業計画（案）についてを承認することに決定いたします。

次に、第11号議案、平成27年度下限面積の決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　資料の43ページをお開きください。第11号議案、平成27年度下限面積についてですが、こちらは毎年度農業委員会で下限面積の見直しをするということで挙げておりますので、今回こちらのほうを挙げております。こちら、現状50aということで下限面積を設けておりまして、こちらの熊本市農業委員会が農地法第3条第2項第5号、別段面積というのは設定しておりません。今後1年間も別段面積は設定しないということで挙げております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、27年度の下限面積の決定についての議案について説明がありました。平成27年度の下限面積の決定についての説明がありましたが、質問はございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第11号議案、平成27年度下限面積の決定について、事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第12号議案、熊本市農業委員会農地移動適正化あっ

せん基準の改正について、審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 お手元の資料44ページをお開きください。第12号議案、熊本市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正についてです。

別添でホチキスどめの資料で、現行の農業委員会農地移動適正化あっせん基準ということで添付しておりますが、こちらのほうの改正になります。あっせん基準について次のとおり改定する。

第3条1の「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」とする。
第3条2の「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」とする。
こちらの理由といたしましては、農地中間管理機構の設立に伴いまして、農地保有合理化法人制度が廃止となり、その業務を農地中間管理機構が継承しておりますために、現行制度にあわせるものです。対照表ということで、隣の45ページに改正前と改正後の表示をしております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より第12号議案、熊本市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について説明がありました。これについて何か質問等ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、第12号議案、熊本市農業委員会農地移動適正化あっせん基準改正について、事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、追加議案、農業委員の辞任同意について審議をお願いいたします。

本総会には、辞任同意の申し出が2件出ております。最初に成松道敏委員の辞任同意について審議をお願いいたします。

農業委員会等に関する法律第24条の規定により、委員は自己に関する事項については、その議事に参加できないことになっております。恐れ入りますが、成松道敏委員、本件の審議の間、退室をお願いいたします。

(成松委員 退室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、追加議案について説明申し上げます。

熊本市長から市長選任農業委員お2人の辞任に伴う農業委員会の同意について議題が参っております。お1人は、ただいまありましたよ

うに成松道敏委員でございます。成松道敏委員から辞任したい旨の願いが提出されておりますので、農業委員会等に関する法律第16条の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるということでございます。

日付といたしまして、6月24日付で成松道敏委員の辞任に同意するかどうかをご審議願うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 それでは、お諮りいたします。当案に同意することにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということでございますので、成松農業委員の辞任同意について事務局説明のとおり、同意することに決定いたします。

それでは、成松委員、入室をお願いします。

(成松委員 入室)

議 長 続きまして、後藤和則委員の辞任同意について審議をお願いいたします。

恐れ入りますが、後藤和則委員は本件の審議の間、退室をお願いいたします。

(後藤委員 退室)

議 長 それでは、事務局に後藤農業委員の辞任同意について説明をお願いいたします。

事務局 説明いたします。もう一人は、ただいま説明がありましたように後藤和則委員でございます。

後藤和則委員から辞任したい旨の願いが提出されておりますので、同法16条の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるということでございます。

期日といたしましては、6月30日付で後藤委員の辞任に同意するかどうかのご審議を願うものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局から後藤委員の辞任同意についての説明がありましたが、この件について何かご意見、質問等ございませんか。

一 同 異議なし。

- 議 長 異議なしということでございますので、それではお諮りします。
当案に同意することにご異議ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということでございますので、後藤農業委員の辞任同意については事務局の説明のとおり、同意することに決定いたします。
それでは、後藤委員、入室をお願いします。
(後藤委員 入室)
- 議 長 退任されます成松委員、後藤委員には、これまでのご尽力に対しまして感謝申し上げますとともに、ご退任の後も農業発展のためにご指導、ご協力を賜りますよう、お願いいたします。
以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。
次に、次第第5の報告事項に入ります。
本日の報告事項が3件でございます。
まず、平成27年度農業委員会予算と、第2の熊本市農業委員会選挙人名簿登録者数について事務局から一括して報告をお願いします。
- 事務局 それでは、また水色の資料に戻っていただきまして、46ページをごらんください。こちらの46ページには、報告事項といたしまして、平成27年度の予算をお示ししております。
続きまして、資料の47ページと48ページに、農業委員会委員選挙人名簿登録者数といたしまして、27年3月31日の選挙人名簿登録者数をご紹介します。
私のほうからは以上です。
- 事務局 引き続きまして、賃借料情報を説明いたします。お手元のページ、49ページをお開きください。
平成26年1月から12月までに締結されました賃借料ということでこちらに計上しております。水稻の部ということで、データ数が1,241ありまして、平均が出ております。あと、施設野菜のほうが別枠でつくってございまして、こちらのほうが下の段のほうに出しております。2万8,479円ということで、こちら施設野菜でございます。あと、畑の部がございまして、こちらがそれぞれ畑、あと資料として施設野菜ということでそれぞれ分けております。データ数がそれぞれ60、50、21ということになっております。
あと、果樹の部ということで、こちらはデータ数が44ということで、こちらのほうも計上しております。

あと、50ページにこれまでの平均額の推移ということで出しております。

以上、報告です。

議長 　　ただいま、事務局より選挙人名簿登録者数等の説明と賃借料の説明がありました。これにつきまして何か質問等ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　何もなければ、その他について本日は特にございませぬ。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件につきまして、その条項、
字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定
により、その整理を議長に同意することに異議ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを
議長に一任することに決定いたしました。

事務局 　　以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。

閉　　会　　午後4時35分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成27年6月8日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 藪 田 英 明

署名委員 西 富 大 二 郎

書 記 林 田 比 呂